

○大隅肝属広域事務組合執行機関の附属機関設置条例

平成25年 8 月 1 日

大隅肝属広域事務組合条例第10号

大隅肝属広域事務組合執行機関の附属機関設置条例の制定について
大薄肝属広域事務組合執行機関の附属機関設置条例を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）の執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 組合に組合管理者（以下「管理者」という。）の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名 称	担任する事務
大隅肝属広域事務組合廃棄物処理施設適正化専門委員会	管理者の諮問に応じて、組合が管理する廃棄物処理施設の適正化について調査、審議、答申する事務